



付加価値税法第 48/2024/QH15 号の補足・改定点

2024 年 11 月 26 日、国会において 2008 年付加価値税法が廃止され、新たに 2025 年 7 月 1 日から施行される付加価値税法第 48/2024/QH15 号が正式に可決されました。以下は本法の主な改定点です。

1. 納税対象者の追加（第 4 条）

- 電子商取引やデジタルプラットフォームを介してサービスや商品を提供する外国サプライヤー
- 電子商取引やデジタルプラットフォームを管理する組織

2. 付加価値税の免税対象（第 5 条）

- VAT の課税対象外となる世帯主・個人事業主の年間収入は、1 億 VND から 2 億 VND に引き上げられる。

3. 付加価値税の課税時点（第 8 条）

- 以前の通達でのガイダンスに代わり、VAT の課税時点が明確化される。
- 商品の所有権または使用権の移転時点に加え、商品の VAT の課税時点として“インボイス発行時点”を追加する。

4. 税率（第 9 条）

a) 0% 税率

- 0% 税率の適用対象の輸出商品・サービスが明確化される: 外国の組織や個人に直接提供され、ベトナム国外で消費される商品・サービス；非関税地域内の組織に直接提供され、非関税地域内で輸出生産活動を直接支援する目的で消費される商品・サービス
- 「ベトナム国外で消費されることを証明する書類・資料が揃った外国向けに提供されるデジタルコンテンツ商品」は、0% の税率が適用される対象に含まれることを追加する。

b) 5% 税率

- 肥料、漁業採取船、農業用専門機械の非課税商品が 5% の税率に変更される。
- 未加工の林産物、砂糖、砂糖生産の副産物（糖蜜、バガス、絞りかすを含む）、教育、研究、科学実験専用の機器、器具、文化活動、展示会、体育活動、芸術公演、映画製作、映画の輸入、配給映画と上映（伝統芸能および民俗芸能のパフォーマンス活動を除く）の 5% の税率が 10% に変更される。

5. 仕入 VAT 控除（第 14 条）

- 誤りや不備が発見された場合の仕入れ VAT の申告・控除に関する規定を修正する：誤りによる納付すべき税金を増加させるか、還付される税額を減少させる場合、誤りがあった期間に修正申告を行う；誤りによる納付すべき税金を減少させるか、翌期に繰り越される VAT にのみ影響を与える場合、誤りが発見された期間に修正申告を行う。

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc,
Hai Ba Trung, Hanoi
Tel: +(84)24 – 39 765 761
Fax: +(84)24 – 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

12F, Yokohama Blue-Avenue, 4-
4-2 Minatomirai, Nishi-Ku,
Yokohama-Shi, Kanagawa-Ken,
Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02
Quang Trung, Hai Chau Dist., Danang
Tel: +(84)236 – 3 898 325
Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

7F, No. 7 Ly Tu Trong, Ben Nghe
ward, Dist. 1, Ho Chi Minh city
Tel: +(84)28 - 71 088 468



- 仕入 VAT 控除条件は政府が定める特別な場合を除き、非現金での支払い書類が必要となる。
- 輸出商品・サービスに対する仕入れ VAT 控除の条件に関する書類を追加する：梱包明細書；運送状；商品保険書類（あれば）

6. VAT 還付（第 15 条）

- 税率 5%対象の商品を製造し、サービスを提供する事業所に対する税金還付の規定を追加する。
- 輸入されてその後他国へ輸出された商品及び条件を満たしていない、または事業活動中にその条件を維持できない場合、条件付き業種の投資プロジェクトに対しては、VAT 還付は行わない。
- VAT 還付条件の追加：VAT 還付を申請した買主へ発行されたインボイスに対して、売主が適切に VAT を申告・納付済みであることが必須となった。
- 税金控除および還付において禁止される行為に関する規定を追加する。

今後、新たな法令が公布されましたら、随時お知らせ致します。

お問い合わせ

詳細は以下の Email アドレスまでお問い合わせ下さい。

AIC VIETNAM CO., LTD

E- mail: advisory@aic-vietnam.com

Tel: 84-024-39765761

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc,
Hai Ba Trung, Hanoi
Tel: +(84)24 – 39 765 761
Fax: +(84)24 – 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

12F, Yokohama Blue-Avenue, 4-
4-2 Minatomirai, Nishi-Ku,
Yokohama-Shi, Kanagawa-Ken,
Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02
Quang Trung, Hai Chau Dist., Danang
Tel: +(84)236 – 3 898 325
Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

7F, No. 7 Ly Tu Trong, Ben Nghe
ward, Dist. 1, Ho Chi Minh city
Tel: +(84)28 - 71 088 468